

彦根城下における人口動態について

矢 守 一 彦

小 序

江戸時代の人口に関する歴史地理学的研究の意義や目標については、すでに諸先学によって説かれ、数多のすぐれた業績が提出されているので、ここで再びそれを繰返すことをしない。しかし管見のかぎり、城下人口、ことにその動態に関する実証的研究は、村落人口のそれに比し、きわめて乏しく、これが諸城下間における対比考察により、各城下、ひいては各藩領構造の特性の究明にいたるには、なお道程の遠さがなげかれる。ここに、たまたま彦根城下についての史料を得たので、これを忠実に紹介したい。この方面の研究に、一事例なりともつけ加え得れば幸せであると思う。

以下、川原町関係の文書は、近藤市右衛門・高崎正次・大村仁三郎の諸氏の所蔵にかかり、伝馬町関係のものは同町の町有文書である。なお、川原町については小林氏の研究に負うところが多く、先に彦根城下にも触れた城下町関係の拙稿とともに参照いただきたい。また小稿では省略した武家人口の動態については他日、別稿をたてたい。もつとも武家人口の大概は先に報告してある。

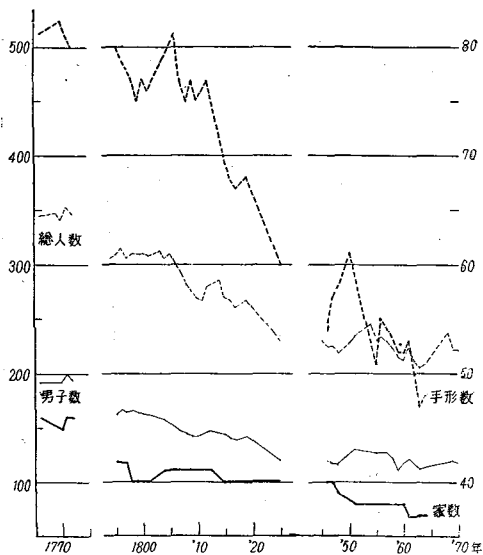
町別人口の推移

(表 1) 工原町組における町別人口の推移

町 年	川 原	土 橋	橋 本	後 三 条	橋 向	善 利 中	大 橋	岡	沼 波	安 清	善 利 新	袋			平 田	小 蔵
												東	中	西		
元禄 8	797	294	274	358	261	224	243	235	326	332	310		460			
弘化 1	637	112	221	321	203	230	205	209	197	268	355		726			
" 2	624 (289)	115 (54)	225 (109)	319 (148)	209 (113)	234 (103)	208 (101)	211 (93)	200 (92)	279 (138)	359 (165)		765 (384)			
" 3	621 (284)	124 (59)	227 (109)	314 (146)	209 (111)	239 (106)	197 (95)	222 (94)	195 (87)	270 (138)	355 (161)		782 (396)			
嘉永 3	614	120	238	312	216	220	198	241	189	281	337		824			
" 4	610 (274)	125 (59)	243 (116)	312 (149)	227 (112)	233 (102)	201 (97)	238 (107)	200 (94)	273 (146)	338 (166)		830 (423)			
安政 3	605	112	251	341	231	230	199	253	206	291	349	286	293	301	306	225
" 4	589 (291)	117 (60)	245 (111)	338 (167)	227 (101)	229 (101)	189 (84)	245 (109)	195 (92)	278 (150)	345 (161)	286 (139)	253 (129)	246 (114)	283 (163)	214 (132)
" 5	594 (299)	120 (62)	242 (106)	318 (156)	230 (105)	216 (95)	192 (86)	224 (101)	196 (91)	283 (152)	340 (164)	243 (110)	251 (128)	240 (113)	285 (156)	174 (108)
" 7	603	123	239	305	238	217	187	232	198	288	345	251	248	256	289	188
万延 2	578 (279)	118 (59)	233 (107)	293 (141)	233 (105)	223 (97)	188 (89)	231 (116)	216 (106)	303 (168)	366 (188)	245 (105)	251 (129)	256 (127)	309 (173)	172 (108)

「御改人数家数寺手形数覚」による。()は女子数。袋町は安政以後3町分立。なお元禄8年は「大洞弁財天祠堂金寄進帳」による。

つたと思われる街道⑥沿いの土橋町・川原町などが、元禄期前後にすでに繁栄の峠を下るのに対し、江戸中期より幕末期という期間においては、外町、ことに前掲のごとき城下の Urban-Fringe と称すべき地域の人口が増加していることに注目したい。



(図1) 伝馬町における家数人数の推移 (1766—1870年)「切死丹御改五人組帳」による。

はじめに人口ならびに戸数の推移をみるに、町方総数も全城下にわたる町別の数字も、江戸時代を通じて各々二、三の時期における資料しか得られない④。しかし個々の町については断片的ながら若干の推移を辿り得る。

表一は彦根城下町方四手組の一つ(図二参照)、川原町組に属する各町の、また表二・図一は川原町組の川原町および本町組の伝馬町の、それぞれ幕末期を主とする戸口増減状態を示す。この三図表より看取されるのは左の諸点である。即ち、ほぼいずれの町とも、表示の時期になると、元禄八年当時より減少しているが、その中でも、伝馬町が図一に示した期間中に一〇〇人以上減り、元禄八年に比べると二分の一に減っているのははじめ、土橋町川原町のごとく激減のめだつものもあれば、善利中町・善利新町・袋町・小藪町・平田町のように、むしろ増加している所も見出される。このように、伝馬町のごとき内町(外堀を境に、内町・外町に分けられ、内町においては年貢が免せられた)、あるいは外町の中でも発展の早

表2 川原町の人口・家数の推移

	惣人数	御奉公人	家数
元禄 8	797 (404)		
弘化 1	638		
2	624 (335)	11 (7)	98
3	621 (337)	9 (6)	98
4	616 (334)	6 (5)	100
嘉永 3	614		
4	610 (336)	8 (4)	99
5	607		
6	606 (312)	8 (2)	99
安政 1	596 (309)	5 (2)	99
2	607		
3	605 (306)	5 (2)	99
4	589 (298)	5 (1)	102
5	594 (295)	4 (1)	102
万延 1	603		
文久 1	578 (299)	5 (1)	101
明治 1	541		
2	500 (252)	4 (1)	

「切支御改五人組帳」による。

() は男子数。

切死丹御改五人組帳の記載と実人口

以上は、いわば帳簿上の人口について述べたのであるが、これは必ずしも実際の人口とは同じでない。宗門改帳の記載方式については今更ふれる要もないと思われるが、ここで具体的な数字をもって、右の異同関係を検討しておきたい。

表三は、図一に用いた「切死丹御改五人組帳」を、適宜、教年おきにピック

アップして、実際の人数を算えだしたものであるが、図一より、男女別また惣数において若干ずつ少なくなっている。これは帳簿では借屋・明家の家主名儀が一人に算えられていること、また「一本紙」[◎] 処遇の家には家族の記載のないこと、また家出人については例えば「十五年己前子正月家出」のごとく、家出と同時に「仰帳除」にされるわけではないこと等、諸件の差引が、実人口との差として表われてくるためである。

表三については、家数・人口の推移を本家・借屋別にみると、いずれも借屋の方が増減のフレが大きく、これは城下経済の衰退も、まず借屋層にいわゆる「しわよせ」される結果かと思われる。

つぎに寺手形は、本家・借屋の別なく、一世帯に一枚であるから、図一に示した寺手形数は、実際に当伝馬町に居住する世帯数を出すものと解してよいが、これと表三の本家数プラス借家数がそのまま一致しないのは、「普」^{うば}と称

表3 伝馬町の本家・借屋別、人数・家数の推移

	本家					借家					家主附	明家
	家数	男	女	下男	下女	家数	男	女	下男	下女		
明和 3	30	74	60	13	8	48	92	81	0	0	5	7
9	30	75	53	17	7	47	88	83	0	1	10(3)	6
寛政 7	27	62	52	15	7	44	75	79	0	2	10(2)	5
12	25	63	58	14	6	45	73	76	1	2	8(3)	4
享和 4	27	64	60	14	6	44	70	80	0	0	10(3)	4
文化 9	24	69[1]	51	7	6	44	77[3]	68[2]	0	5	12(4)	4(3)
15	23	55	51[1]	7	6	34	62[3]	65[1]	0	2	12(4)	5(1)
文政 8	22	54	49[1]	6	5	29	43[1]	54[1]	0	1	20(10)	6(4)
弘化 3	27	61	57	5	4	26	43[1]	42[1]	0	0	12(1)	2
嘉永 4	31	59[1]	48	6	3	33	52	47[1]	1	1	10(2)	3
安政 3	28	66[1]	59	5	3	29	44	45[1]	0	1	8(1)	2
7	24	51[1]	47	5	3	26	49	45	0	0	10(2)	3
文久 4	23	46	49	5	3	23	47	44	2	0	8(2)	4
明治 3	23	60	52	5	4	25	52	48	0	0	—	—

「切死丹御改五人組帳」による。〔 〕は寺手形を別に有するもの、
 ()は他町に住む家持。

して、一家内にもう一世帯を構えるケースがあ
 った、この昔もまた独立に一枚の寺手形を有す
 るからである。

ついでながら、「願ひ寺」の分布をとってみ
 ると、例えば嘉永七年の川原町の場合には、城
 下五二の他、犬上郡八一、長浜町一、坂田郡一
 九、愛知郡三、神崎郡四となり、また明和三年
 の伝馬町を例にとると、城下二六、犬上郡四〇、
 坂田郡九、愛知郡一、東浅井郡一、美濃一とな
 り、後述の引越・縁組による移動範囲と傾向を
 同じくする。即ち、「願ひ寺」の分布は、城下町
 民の出身地分布を示唆しているのである。

人口移動

人口動態の記録としては、川原町および伝馬
 町に「本家借屋出入御改帳」が遺されている。
 表四、表五は、これを適宜分類して整理したも

のであるが、自然的増減では特に注目すべき傾向も認められないので、ここでは社会的増減についてみてゆきたい。先ず表示の語句について説明する。「来り」とは「他町より当町江引越来候者」、「去り」はその逆で、ともに文書上に使用されている略称である。縁組・不縁の分類には、嫁入り・入夫のほか、養子・養女およびこれらが不縁になった場合を含ませている。引越には、一家内の引越もあれば、家内の一部のものの引越（「別れ引越」なる語が用いられている）もある。「舊引越」は引越して他家内へ、昔として入ることである。「御張除」は、家出・行衛不知のほか、「一本紙」への編入、武家奉公、寺への弟子入り等に際して行われている。家出・行衛不知の場合は、前にもわれたごとく、実際の出奔の年と、記帳の年とは同じない。例えば表四の安政四年の欄に、二八人が御帳除になっているが、これはこの年に一挙に帳簿上の整理を行なったということを示すのみで、甚だしいものとしては、四十数年以前の家出人がこの時まで載せられていたのである。

最後の欄の「家主附」というのは、家を売れば「家主附相除申候」となり、買受人が「書載申候」となる。本家の所有主の名義変更であるから、人口増減には関わりがない。この欄の「来り」と「去り」、即ち、家主附登録件数と取除件数は合致するのが普通であるが、必ずしも両者が一致していないのは、例えば「割家譲渡」の行われる場合には、家主附取除一件に対し、登録が二件あるいは数件になることによるのである^⑧。

彦根藩でも宗門改は、時代が下るにつれて、その本来の意義よりは人口調査・戸籍の機能をつよめたので、縁組・引越などによる人口移動に際しては、「宗門改切手」の交付をうけるを要すること等々、諸規定が触れだされている。その詳細は例えば「宗門御改心得留」^⑨に集録されているが、当面、問題とする城下と村方との間における基本的な条項は左の如きものである。

(表4) 川原町の人口動態

	(a) 自然増減			(b) 社会増減							(a) (b) 家主付 差引			
		男	女	差引		縁組	不縁	引越	蒼引越	御張除		小計	差引	
弘化 2	出生				来り	6	0	4	1		11	-13	-13	1
	死亡				去り	4	3	14	3	0	14			5
嘉永 4	出生	9	3	+19	来り	4	1	1	2		8	-24	-5	5
	死亡	4	5		去り	8	1	18	3	2	32			5
安政 4	出生	6	5	0	来り	7	0	16	10		33	-8	-8	13
	死亡	4	7		去り	4	1	14	2	20	41			11
5	出生	6	8	+4	来り	11	1	17	8		37	+4	0	3
	死亡	5	5		去り	2	0	30	0	1	33			4
万延 2	出生	7	10	+1	来り	7	4	8	5		24	-26	-25	2
	死亡	7	9		去り	10	5	26	12	0	53			2

「本家借屋出入御改帳」による。

「他国他領は勿論」「御領分之内ニ而も引越之分ハ切手願指出可申候、并彦根より縁取養子取又は村方より彦根江養子縁付之儀、是又切手願指出庄屋代判可致候。」

以下、社会的増減を、その主要ケースである引越と縁組にわけ、さらに奉公人の問題は別にとりだし、三項に整理してみてゆきたい。

「引越」による移動

表五を中心にしてのべる。引越ならびに蒼引越に関しては、本家と借屋にわけて観察したが、一般に借屋人は、他町へ移ってもその町で借屋住いをしており、同じく当町へ来る前も借屋住いであるというように本家↓本家、借家↓借家の関係で表わしうる移動をしている。(もつとも表五では、例えば「本家」の欄には「来り」の結果、本家になったもの、及び当町の本家より他へ「去り」のものを記して

(表5) 伝馬町の人口動態

	(a) 自然増減				(b) 社会増減										(a) (b) 差引	家主付		
	出生	死亡	男	女	差引	来り	去り	緑組	不緑	引越		蒼引越		御帳除			小計	差引
										本家	借屋	本家	借屋					
寛政	出生	死亡	4.0	4.0	-0.3	来り	去り	3.0	0.5	3.0	10.5	0	1.0	—	18.0	0	-0.3	0
			4.5	4.0				3.5	1.0	0.	13.0	0	0	0.5	18.0			0.5
文化	出生	死亡	2.6	2.6	-0.4	来り	去り	4.2	0.4	0	7.1	0	1.2	—	12.9	-1.3	-1.7	1.0
			3.2	2.4				2.6	1.0	2.8	4.8	0	1.6	1.4	14.2			0.6
文政	出生	死亡	1.3	3.3	-1.5	来り	去り	3.5	0	0.7	4.8	0.3	1.3	—	10.6	-4.3	-5.8	0.5
			3.5	3.0				1.5	0.8	0	11.3	0	1.0	0.3	14.9			0.5
天保	出生	死亡	3.4	2.4	+2.4	来り	去り	3.0	0.2	1.2	8.8	0	1.0	—	14.2	+2.4	+4.8	1.2
			2.0	1.6				2.0	0.2	1.0	6.2	0	1.4	1.0	11.8			1.2
弘化	出生	死亡	2.0	2.0	-1.3	来り	去り	3.5	0.6	0	9.0	0.4	1.3	—	14.8	+2.7	+1.4	0.5
			2.5	2.8				2.2	0.6	0.4	6.5	0.3	1.3	0.8	12.1			0.5
嘉永	出生	死亡	4.8	2.8	+4.2	来り	去り	3.0	0.4	0.2	6.0	0.2	0.2	—	10.0	0	+4.2	0.6
			2.2	1.2				2.6	0	2.6	4.4	0	0.4	0	10.0			0.8
安政	出生	死亡	3.3	2.3	+0.1	来り	去り	1.8	0.2	0.7	1.7	0.5	0.3	—	5.2	-5.1	-5.0	1.0
			3.3	2.2				2.3	0.3	1.3	0.7	2.3	0.7	2.7	10.3			0.8
万延	出生	死亡	3.8	1.8	+1.5	来り	去り	3.0	0.5	2.0	2.8	1.0	0	—	9.3	+2.4	+3.9	1.0
			1.8	2.3				0.8	0.3	1.7	2.7	0.7	0	0.7	6.9			0.7

「本家借屋出入御改帳」による。寛政年間は12, 13年の2年間の平均。以下同様に文化年間3, 4, 10, 14, 15, 天保2, 3, 9, 10, 14, 弘化2~5, 嘉永2~7, 安政2~7, 万延は万延2年~慶応4の年平均。

(表6) 川原町との交流先分布
(城下分)

交流先	縁 組		引 越		計
	来り	去り	来り	去り	
川原町組	11	8	16	27	62
うち土橋町	3		1	5	9
〃橋本町	1	2	2	2	7
〃橋向町	2			3	5
本町組	5	6	5	5	21
うち本町	2	1		2	5
四十九町組	5	5	2	5	17
うち四十九町	1	1	2	1	5
彦根町組	1	5	3	8	17
寺中				1	1
家	1	1		2	4

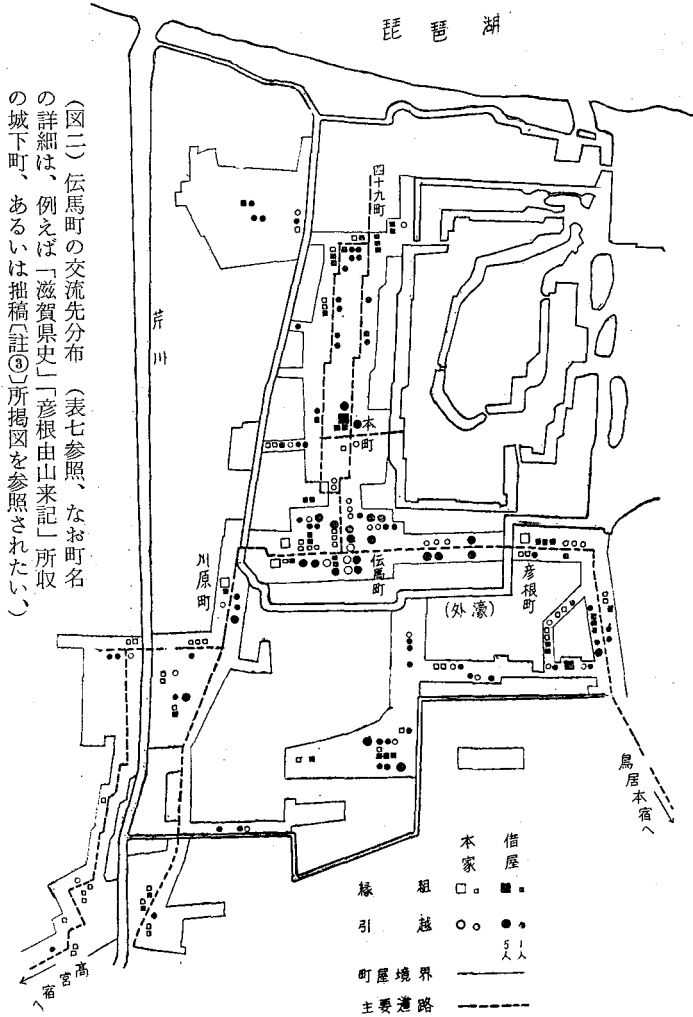
数字は表に用いた年度の「本家借屋
出入御改帳」の出入織件数。

ある。すなわち往来先たる他町における本家・借屋の別は表われていない。ともかく表示のごとく、移動の激しいのは借家層であり、ことに蒼引越の行われるのは、多くは借屋層においてあった。しかし、幕末になるにつれ、本家層にも蒼引越が現われ、引越においても「去り」が目立ってくるのは、本家またはその縁戚筋に当る階層の、経済的な不安定化を示すものであろうか。

つぎに、城下における引越の範囲をみるに、後述のごとく、縁組による移動の方は城下諸町にわたってアトランダムに分布しているのに反し、川原町・伝馬町ともに、隣接諸町との間に交流が密である。即ち先ず川原町の場合は(表六)、土橋町、橋本町のごとく、川原町に接続する諸町、ついでその他の川原町組諸町との関係がふかい。また距離的には、はなれているにも拘らず、本町・四十九町のごとき、四手の主町との

間に往来の目立つ点は、次の伝馬町の場合についても指摘される。伝馬町については、これを本家・借屋別に整理してみた(表七)。本家・借家こめての総移動件数において、圧倒的に多いのは、図二のごとく、伝馬町の中央および東北隅において、これと直交している白壁町および油屋町である。ついで、当町の東北および西南に接続して延びる佐和町・通り町が多く、以上四町で総件数の四六パーセントを占め

る。そして例えば佐和町では引越件数二二のうち、借屋層のそれが二〇を占めているのをはじめ、これらの交流件数の卓越している諸町では、その大半を借屋の引越件数が負っているのである。



(図二) 伝馬町の交流先分布 (表七参照、なお町名の詳細は、例えば「滋賀県史」「彦根由山来記」所収の城下町、あるいは拙稿(註③)所掲図を参照されたい)

これに対し、交流の少ない諸町では、引越による移動よりは、むしろ後述の縁組による移動の方が多く、この場合は、本家借屋の別による差違は少ない。

なお、総体的に川原町が城下南部の川原町組一帯との出入りが多かったのに対し、伝馬町は、その所属す

る本町組ないし内町とよりもむしろ外町たる城下東部の彦根町組諸町との出入の多いという傾向が見出される。町別に詳細にみてゆくと、例えば伝馬町と袋町との間には、本家・借屋の別なく、伝馬町から一方的に袋町へ向けて「去り」ゆく動向が指摘できるが、前項の町別人口増減でみたごとく、袋町など幕末に人口増加の著しい町が縁辺部に出現するのは、このようにして、内町からの借屋層を主とする流出人口を迎え入れたためでもあろうか。

城下の外との交流件数をみると(表八)、犬上郡が筆頭であり、城下への距離の遠近ということが分布を規則する第一の条件となっている。さらに自領内であるということも、移動を左右する主要条件であり、後述の縁組による移動よりも引越による移動の方が、さらにつよくこの条件にしばられている。

縁組による移動

城下においては、前にもふれたごとく、引越の場合に比べ、縁組の分布が全城下に分散していることが特色である。城下外の場合も、その分布は犬上郡ついで坂田郡(ことに長浜町)に卓越し、自領内でも彦根城下に近いところという傾向は、引越の場合と同じである。しかし縁組移動は引越の場合よりも、分布のひろがりが大きく、また長浜町、あるいは他領であっても大津町、さらに京・大阪などとの通婚件数の目立つことは、背景としての、城下町商業の取引先の分布を考えさせる。これに対し、美濃その他隣接諸国との通婚は、本家より借屋層において多く、この方は、城下町商業よりは(行商、あるいは彦根城下への出奉公)などによる往来が、かかる縁組件数を生む契機をなしたものと解される。

(表7) 伝馬町との交流先分布 (城下分)

交流先	本 家				借 屋				計	
	縁 組		引 越		縁 組		引 越			
	来 り	去 り	来 り	去 り	来 り	去 り	来 り	去 り	来 り	去 り
本 町 組	6(6)	13(14)	12(29)	14(24)	13(13)	8(8)	57(137)	50(141)	88(185)	85(197)
うち白壁町	2(2)	1(1)	5(9)	5(10)	1(1)	1(1)	*17(47)	*13(32)	25(59)	24(44)
油屋町	2(2)	2(3)	3(13)	1(1)	3(3)		6(16)	13(35)	13(24)	17(49)
佐和町				2(3)			*10(21)	*10(21)	10(21)	12(24)
通り町	1(1)	5(5)	2(5)	3(7)	1(1)		7(8)	3(10)	11(15)	72(11)
本 町		1(1)		1(1)	4(4)	3(3)	8(20)	2(3)	12(24)	71(8)
内大工町			1(1)	1(1)		2(2)	2(12)	3(20)	3(13)	6(23)
四十九町組	1(1)	2(2)	2(4)		6(6)	5(6)	8(23)	6(10)	17(34)	12(18)
うち四十九町		1(1)			2(2)	2(2)	3(10)	1(1)	5(12)	4(4)
川原町組	10(11)	14(14)	2(12)	3(9)	4(4)	2(2)	6(13)	18(40)	2(30)	37(65)
うち川原町	1(1)	4(4)		1(1)	1(1)		1(3)	6(17)	3(5)	11(22)
袋 町	2(3)	1(1)		1(1)	1(1)		2(4)	5(12)	5(8)	7(14)
彦根町組	6(6)	9(9)	4(6)	7(21)	11(11)	7(7)	23(50)	11(21)	44(73)	34(58)
うち安養寺町	1(1)			1(2)	1(1)		4(5)	5(10)	6(7)	6(12)
彦根町	3(3)	4(4)			3(3)		1(1)		7(7)	4(4)
瓦焼上町		1(1)	1(2)	1(1)	1(1)		1(6)		8(9)	2(2)
寺弟子入 家 中	1(1)	1(1)		5(8) 1(1)	11(1) 2(2)	1(1)	2(3)	8(15)	5(6)	5(8) 11(18)

数字は表 に用いた年度の「本家借屋出入御改帳」の出入総件数。() は人数。* 出店を1含む。

(表8) 川原町および伝馬町との交流先分布

① 種 と 交 流 先 別	川 原 町						伝 馬 町									
	縁 終		引 越		小 計		本 家				借 屋				小 計	
	来り	去り	来り	去り	来り	去り	縁 組		引 越		縁 組		引 越		来り	去り
							来り	去り	来り	去り	来り	去り	来り	去り		
犬上郡	6	2	1	4	7	6	7(8)	1(1)	1(1)	1(3)	1(1)	1(2)	1(2)	2(5)	20(21)	6(7)
愛知郡	2			1	2	1									2(3)	
神崎郡							1(1)		1(1)						1(1)	1(1)
八幡町							1(1)	2(2)							1(2)	2(2)
他領		3				3									1(1)	
自領		2				2	2(2)	5(5)				1(1)			3(3)	8(8)
坂田郡	1	1			1	1	6(6)	1(1)	1(1)	1(1)		1(1)		1(3)	7(9)	3(5)
長浜町							5(5)	2(2)				3(3)		2(2)	17(17)	6(7)
自領				1	2	1	1(1)	1(1)		1(1)		9(9)	3(3)	1(2)	1(1)	2(2)
他領										1(1)						
東浅井郡	2	1			1	1	1(1)			1(1)					1(1)	
自領																
他領	1											1(1)			1(1)	
伊香郡												1(1)			1(1)	
中賀郡												1(1)			1(1)	
滋賀郡		1				1									1(1)	
大津町																
近江自領計	9	7	1	5	10	12	18(19)	4(4)	2(2)	2(4)	23(24)	5(6)	2(2)	4(10)	45(47)	15(24)
他領計	3	3			3	3	6(6)	8(8)		1(1)	3(3)	2(2)		1(2)	9(9)	12(13)
美濃	3				3		1(1)				8(10)	1(1)	1(2)	1(5)	10(13)	2(6)
尾張	1				1						1(1)				1(1)	
伊勢																
越前	1	1			1	2	1(1)	2(2)				2(2)		1(1)	4(4)	
京	1			1	1			1(1)						1(1)	1(1)	
阪																
他国計	6	1		1	6	2	2(2)	3(3)			10(12)	3(3)	6(2)	1(5)	13(16)	7(1)

本表は川原町は表 伝馬町は表 に用いた「本家借屋出入御改帳」により、それぞれ5年分および年分に表われた出入総件数を示す。伝馬町の()はん数。

奉 公 人

農民の転居・転職ことに向都離村を制限する諸法令を屢々触れられていることは、彦根藩の場合も例外ではなく、これが前項でみたごとく引越・縁組による移動を大きく制約したわけであるが、その中、本項の奉公人に関する箇条の若干を拾えば左のごとくである。他領他国への出奉公の禁止は、多くの藩の場合とほぼ同一の条文であるが、自領内においてもそれを禁じたあと、その理由として、「人数減少致候得は田畑荒廢之基」となることその他に、「郷中之者共町奉公ニ出候得は筋骨柔弱に相成候、其上商ひ之筋而巳習ひ帰村致候而も農業難相勤処より余業ニ取懸り本業ハ疎く自然ト田畑耕作不行届且風俗之害ニ相成候」^⑩云々としている点、興深い。

しかし、「年貢につまり(略)さやうニても無^レ之ては不^レ成候ハハ」云々と制限を緩和してゆくのは他藩の場合と一般であるが、そのようになれば「城下又ハ領内ニ而年季を定め」^⑪て奉公に出せ、それも町家へ出すよりは「御家中奉公為致」^⑫ことをすすめている点が目につく。

さて、彦根城下の奉公人については、先に元禄八年における町別の奉公人数を掲げ、その夥しさについて報告したが^⑬、その後の推移を、やはり川原町(表二)および伝馬町(表三)についてみよう。各町の総人数と同じく、幕末に近づくにつれて奉公人もまた減少し、例えば伝馬町の場合は元禄八年の六二人から文久四年には九人へ、川原町でも一〇六人(元禄八年)から万延二年には六人への激減している。これは、奉公人制限・向都離村禁止などの諸政策の結果ではなく、城下町商業そのものが元禄前後をピークとして、爾後、衰退期に入ったためと思われる。

- 註① その若干は「江戸時代人口に関する歴史地理」(『歴史地理・郷土地理』一〇七頁)に紹介した。
- ② 小林幸太郎「嘉永七年頃における川原町」(『彦根郷土史研究』三)、同じく「切死丹御改五人組帳について」(同上誌 四)
- ③ 「城下町の人口構成——彦根藩の歴史地理的研究」(史林 三七—二)
- ④ 同右 七一頁
- ⑤ 彦根藩においても、街道と城下とを結びつけるため、中山道の高宮宿より城下伝馬町を経て鳥居本宿へ出るルートを開設した。図二で示すコースがそれである。
- ⑥ 「一本紙」処遇は、由緒ある寺社や、藩に対する献金などの功勞をつくした者に与えられたものの如くであるが、後年、これが増したため、人別改その他に支障をきたすようになった様子が、前掲の「宗門御改心得留」にもみえている。
- 一、郷中宗門御改ニ付寺俗共五人組人別判形致候由、其内筋目申上有之寺庵又は道場とも、御改奉行了簡違を以御帳抜
 宍本紙ニ而相直し候義ハ、古来より件之通ニ候由相聞へ候、然ル処近年寺庵道場御百姓共之内ニも、少々由緒申立願申者
 有之と相見へ、宍本紙多く相成候、件之通多く相成候而は、人別員数紛敷、其外差障り申儀有之趣承知候、向後右駄之者
 有之候ハハ、寺社奉行筋奉行切手指出し不申候而は堅指免申間敷、猶此旨三役所可被申候以上
 享保十一年午十一月十四日
- ⑦ 前掲③の報告では、城下に未寺・掛所をもつ寺の分布より、町民の出身地をうかがい、ほぼ同様の傾向を指摘しておいた。
- ⑧ かかる「割家」については、「近世城下町の町割と屋敷割に関する若干の覚書」(『名古屋大学十周年記念論集』所収)において報告した。
- ⑨ 彦根市立図書館蔵写本。
- ⑩ 「諸事改革之簡条」(井伊家蔵)。
- ⑪ 万延三年「覚」(同右)。
- ⑫ 前掲⑩に同じ。
- ⑬ 前掲⑧ 七三〜七四頁。